

**多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション・
多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション出張所運営規定**

(事業の目的)

第1条

医療法人社団幸隆会が開設する多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション・多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション出張所(以下「ステーション」という。)が行う、介護保険に定める指定居宅介護サービス事業および指定介護予防サービス事業、健康保険法に定める指定訪問看護事業、または、老人保健法に定める指定老人訪問看護事業(以下「事業」という。)について、適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある者や、病気やけが等により家庭において在宅療養を必要とする者に適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションの看護師等は、訪問看護利用者(以下「利用者」という。)の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都町田市下小山田町 1414 番地 1
- (3) 名称 多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション出張所
- (4) 所在地 東京都町田市下小山田町 1401 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

ステーションには次の職員を置く。

- (1) 管理者(所長)看護師または保健師 : 1名
- (1) 職員 保健師、看護師、准看護師 : 常勤換算で2.5人以上
- (2) 事務 : 業務の状況等に応じて配置

(職員の職務内容)

第5条

- (1) 管理者(所長)は、ステーションの業務を掌握し、職員を指揮監督する。
- (2) 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士看護師は、訪問看護に従事する。
- (3) 事務は、請求事務等に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。出張所：火曜日・金曜日 ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は午前9時から午後12時までとする。出張所：午前9時から午後5時
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導、相談
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条

利用料は次のとおりとする。

1. (1) 基本利用料 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法、健康保険法または老人保健法に定める額とする。
(2) その他利用料 利用者の選定に基づき提供される特別の訪問看護サービスにかかる差額費用、交通費、死後の処置代等については、利用料金一覧表の通りとする。
2. 利用料については、サービスを提供する前に利用者または家族に対し、説明を行い、理解を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、東京都町田市全域、多摩市(ただし、一ノ宮・落川・桜ヶ丘・関戸・東寺方・聖ヶ丘・馬引沢・百草・連光寺・和田を除く)および八王子市(大塚・鹿島・上柚木・越野・下柚木・東中野・別所・堀之内・松が谷・松木・南大沢に限る。)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

1. 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条

1. ステーションは利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施、委員会の開催
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 看護師等はサービス提供中に、擁護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第12条

業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 看護師等は、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第13条

1. ステーションの設備およびサービスの提供を行う際に使用する備品については必要な衛生管理に努める。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
 - (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
 - (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底する。
 - (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (5) 看護師等に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策について)

第14条

看護師等の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講ずる。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取り組み
- (3) 被害防止のための取り組み(マニュアル作成や研修の実施等、状況に応じた取り組み)

(運営についての留意事項)

第15条

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団幸隆会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
平成 25 年 7 月 12 日改訂
令和 5 年 10 月 1 日改訂
令和 6 年 2 月 15 日改訂
令和 6 年 3 月 1 日改訂